



議案第三十八号

団体菅森地区農地造成事業計画について

次のおり町宮土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律
第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年三月十二日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十九年三月廿四日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

一 事業の名称及び工事名

農地造成事業

秣地区草地造成工事

二 施行場所

三朝町大字秣地内

三 工事の概要

草地造成 八・六ヘクタール

四 事業費

一六九、五四〇、〇〇〇円

五 事業の実施方法

請負

六 工事の時期

昭和五十九年度から二か年間